

第6回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 検討委員会 会議録

●開催日時

令和6年3月15日（金）午後7時00分～9時25分

●開催場所

阪南市役所 3階 全員協議会室

●出席者

【委員】（委員長、副委員長、50音順）

ト田委員長、森下副委員長、市口委員、太田委員、笠松委員、車谷委員、
杉本委員、谷委員、南委員、若野委員

【事務局】

魚見総務部長、中野生涯学習部理事、矢島生涯学習部副理事（兼）生涯学
習推進室長、石原学校教育課長、戸崎人権推進課長、波戸元人権推進課長
代理、両口学校教育課長代理、林学校教育課総括主査、太田政策共創室総
括主査、油谷こども政策課総括主事

●傍聴者：3名

●次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例素案（四次案）について

（2）（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例の制定についての諮問に対
する答申について

（3）その他

3. 閉 会

次第 1. 開 会

事 務 局

皆さま、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまより、第 6 回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。

本日、司会をさせていただきます、学校教育課長 石原です。よろしくお願いいたします。本日は、年度末のお忙しい中、また遅い時間帯にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さらに、第 5 回検討委員会の会議録のご確認につきましてもありがとうございます。会議録につきましては、市役所情報公開コーナーおよび、市ウェブサイトにて公開しております。

まず始めに、資料のご確認をお願いいたします。事前に資料として、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例素案（三次案）に対する委員のみなさまからいただいた意見のまとめ、条例素案（四次案）、諮問に対する答申書（案）の方をお送りさせていただいておりますが、お持ちいただいておりますでしょうか。資料がない場合はおっしゃっていただきましたらお持ちいたします。なお、資料 3 答申書（案）につきましては、委員長・副委員と協議させていただき、第 5 回検討委員会までの議論等を踏まえた（案）となっております。本日は、条例素案（四次案）の検討及び諮問に対する答申書（案）についてご検討いただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の出欠状況についてご報告いたします。本日は、全 13 名の委員のうち 10 名の出席をいただいております。（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第 5 条第 2 項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者の定員 5 名に対し、3 名の方が傍聴されることとなりましたことをご報告いたします。

また、会議録につきましては、事務局が要旨をまとめ、委員長にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願います。

次第 2. 議 題

議 題 1 （仮称）阪南市子どもの権利に関する条例素案（四次案）について

事 務 局

それでは、ここからの議事進行につきましては、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第 5 条により、委員長にお願いします。

委 員 長

それでは、議事に入らせていただくのですが、まず始めに確認させていただきます。

前回の検討委員会の際に、検討委員会の回数に関するご意見

が出ておりました。私と副委員長、事務局と慎重に協議し、秋ごろの条例の施行をめざすのであれば、今年度中に答申を渡した方が良いと判断し、当初の予定どおり今回が最終の検討委員会となります。そのため、条例素案（三次案）について、事前に委員のみなさまのご意見をお聞かせいただきました。そのご意見を私と副委員長が受け止め、事務局に指示を出しながら、検討委員会の皆さまの総意としてまとめ作成したものが、今回の資料にあります条例素案（四次案）となっておりますので、よろしくお願いします。

では、議題に入ります。まず、議題１．条例素案（四次案）についてですが、事務局より、説明をお願いします。

事務局

資料１をご覧ください。委員長・副委員長の指示を受けまして、条例素案（三次案）について、委員の皆さまから書面でご提出いただいた意見をまとめたものになります。大きく３つの設問について委員の皆さまにお尋ねいたしました。一つめは「第１４条(子どもの役割)について」、二つめは「子どもの意見の聴き取りや参加について」、三つめは「その他」です。委員長・副委員長以外の１１名の委員のうち、１０名からご回答をいただきました。

そして、一つめと二つめは、１０名ともご意見をいただきました。三つめの「その他」については、６名の方から感想やご意見をいただきました。内容は言葉の表記についてや条例が施行されたあとのこと、前文についてのもとなっており、いずれも大変貴重なご意見でございますが、条例素案（四次案）に盛込むことが難しいものが散見されたため、委員長・副委員長と相談させていただいて、第１４条子どもの役割について、子どもの意見の聴き取りや参加について具体的な会議名を条例に載せるかどうかについての２点に絞ってまとめさせていただきました。

一つめの「第１４条(子どもの役割)についてのご意見」では、「条例に記載した方が良い」と回答された委員が８名、「記載しない方が良い」と回答された委員が３名、「その他」が２名でその内１名は無回答となっております。「その他」のご意見につきましては、委員長・副委員長と確認し、どちらとも受け止められるご意見について、「その他」とさせていただきました。

それぞれの意見については、ご一読いただいていると思いますので、説明は省略させていただきます。

次に、二つめの「子どもの意見の聴き取りや参加についてのご意見」では、「仕組みを創るなど普遍的な書き方が良い」と回答された委員が９名、「その他」の意見が３名、「具体的に会議名を書く」というご意見が１名となっております。

こちらの意見の内容についても、ご一読いただいていると思いますので、説明は省略いたします。

この資料１は、まとめたものになっておりますが、委員の皆

さまからご提出いただいた全てのご意見を委員長・副委員長へお渡しし、ご意見やご指示をいただきながら条例素案（三次案）を修正しております。

続いて、条例素案（四次案）をご覧ください。

《修正部分のみ説明》2章、10条、12条、16条

事務局からの説明は以上となります。

なお、今回、委員のみなさまからいただいたご意見については、条例素案（四次案）に盛り込んでいないものも含めて全てを今後の検討を進める担当部局へ渡しておくよう、委員長・副委員長から指示をいただいています。

委員長

今、事務局からあったように、皆さまのご意見は、私も森下副委員長も全て確認させていただいています。

そして、今回が最後の検討委員会ということで、やはり論点を、条例素案（四次案）の修正した部分に絞って検討することが良いと判断しました。

まず、修正した部分についてのご意見いただいたうえで、様々な意見を出していただくということが必要だと思います。

第3条の見出しについて、「子どもの権利の4つの柱」という表現は、今は使っていないというご意見をいただき、「代表的な子どもの権利」と修正しております。こちらについてはいかがでしょうか。

委員

まず、「その他」として、6名の委員が提出した感想や意見について、どのような内容であったのか知りたかったです。私自身、今の阪南市にとってこうあって欲しいという思いを強く持っております。そのような思いのこもった前文というものは大事だと思い「その他」で意見を提出したので、検討委員会の場で共有させてもらえたらと思います。

第3条の「代表的な子どもの権利」という見出しには賛同します。生きる権利の中で大切なことは、「いのち、心や体が大切にされ、自分らしく生きること」だけでいいのではないかと思います。また、育つ権利の中で、「保護者などから」との表記は不要と考えます。「育てられ、育つこと」ではなく、「心も体も健やかに育つこと」と言い切る形がいいのではないかと思います。そして、参加する権利については、「年齢や発達段階に応じて社会に参加し、意見が活かされる機会」の表記を「意見を表明する機会があること」と変えていただければ幸いです。

委員

私の勤務している市立保育所では、6ヶ月の子どもから保育を行っています。「保護者など」という表現には、我々保育士も含まれているのではないかと受け止めました。宝である子どもたちをみんなで育てていくということで、この子どもの権利に関することを考えていけないといけないと思っています。そのためにも、条例を作り、いずれおとなになる子どもたちにわ

		かりやすい内容を盛り込む方が良いと思います。
委	員	そもそも、子どもの権利条約があり、子どもを大切にすることが基本的なことです。子どもを大切にすることはおとな自身にとっても関わってくることだと思っています。そういう意味では、阪南市は「共創」というテーマを掲げていることから、子どもとおとながパートナーとなって、子どもも権利を知り、まちづくりの一員となっていくことを伝えていける表現にしたいと思っています。
委	員	第2章が普遍的な書き方になるのは仕方がないだろうと思います。「保護者などから」という部分は、なくてもいい部分であると思うがいかがでしょうか。 また、参加する権利については、意見を表明し、活かされるという書き方で良いでしょうか。 《異議なし》
委	員	次に、本日、論点として挙げている部分として、第10条の見出しを「子どもの役割」していることは、他にあまり例のない阪南市の独自性のある表記と言えます。「子どもの役割」と記載した方が良いという意見が、事前の意見聴取では多数でした。 第10条で一番子どもたちに伝えたいことは一体何なのかが、ポイントになります。その時に前提として認識しておかないといけないことは、前の会議でも申しあげたように、子どもの権利もおとなの権利も一緒に、「義務を果たさないと権利はない」という考え方ではなく、権利と義務を切り離して考えるのが、人権に対するスタンダードな考え方であるということです。 10条について、見出しの部分と条文の中身を照らし合わせ、「子どもの役割」と表記することが良いのか、この点についていかがでしょうか。
委	員	第10条から「子どもの役割」との表記は削除すべきだと思います。例えば、「(1) 自分たちにある権利について学び知ること」については、おとなや社会が子どもに知らせればいいことであり、10条に記載している事項は、おとながどうすべきかという視点からの表記に置き換えることができると思います。
委	員	「子どもの役割」という表現は、子どもたちに権利について知らせるときに、「役割が果たせなければ権利はない」と誤解される恐れがあります。私たちが伝えたいことは、「子どもたちには権利がある」ということであり、そのことから「子どもの役割」という表現は子どもの権利条例にはそぐわないし、

		子どもに学びや他者との関係の構築の機会を提供するのは、おとなの役割だと思います。 しかし、今までの議論の中で、第10条に「子どもの役割」を記載したが良いという意見も多くありましたので、記載するのであれば、「権利の主体として子どもはこういうことができます」と記載すれば良いと思います。
委 員		「子どもの役割」を「おとなの役割」に置き換えるとの意見も理解できますが、既に第5条（おとなの役割）に同様のことが記載されています。私は、第10条（子どもの役割）は子どもたちへのメッセージとしての意味があると理解していました。おとなが権利について子どもに教えることは必要不可欠ですが、子どもたちにも、「こういうことを知っていくんだよ」という意味で、第10条（子どもの役割）は必要な条文だと思います。
委 員		私も第10条(子どもの役割)について同意見です。子どもが読んで、「自分たちもこういうふうにしていくんだ」と理解できる条文であって欲しいと思っています。
委 員		実際に具体的なことをどうしていくのかを条例だけで書き切ることは非常に難しいと思います。条例を制定した後、条例施行規則を制定する予定があるのか聞かせてもらえたらと思います。
事 務 局		ご指摘をいただきましたように、条例だけで具体的な事業展開は困難ですので、本委員会の答申を得た後、必要に応じて条例施行規則の制定について検討するものと考えています。
委 員		改めてユニセフの「子どもの権利条約」を読むと、第10条（子どもの役割）は条約第13条と照らし合わせるとどこかずれているように感じました。 「役割」というと、おとなの側から子どもに指示しているように感じるので、子ども自身がこれを読んで、「うれしい」と感じ、「頑張ろう」と思えるような表現が良いと考えますので、第10条の各条文の文末について、子どもを主体とした表現、例えば、「大切にします」にするというのはどうでしょうか。
委 員		この条例を子どもたちは自分からは読まないのではないのでしょうか。第1回検討委員会において、事務局が小学生を対象に実施した「子どもの権利ワークショップ」について報告がありましたが、ワークショップでは、条約全文を提示してではなく、子どもたちにわかりやすいイラストなどが書いてあるリーフレットで説明したのではなかったかと記憶しています。条例で、「自分たちにある権利について学び知ること」と言われて

		も、子どもたちは理解できないと思います。子どもたちに周知するには、別途、啓発的な資料、理解しやすい又は興味を持って理解してもらえるような工夫が必要ではないでしょうか。そういう意味でも第10条（子どもの役割）はふさわしくないとと思います。
委 員		第10条の文章の書き方を変えた場合、第5条（おとなの役割）の内容と似てしまうのであれば、第10条を削除しても条例で伝えたいことは理解してもらえるのではないのでしょうか。文章が漠然として、子どもの理解が難しいということもあるので、第10条を削除しても良いと思います。
委 員		私は、第10条は残した方がよいと思います。「子どもたち自身は権利を持っている」ということがこの条例に入っていることは、おとなが見た時、子どもは権利を持っていることを念頭に置きながら行動するようになるのではないかと思います。 おとなが想像もしない発想を持っている子どもたちに、「意見を言っていんだよ」というメッセージが必要です。子どもの権利、子どもには言う権利がある、発言することができるのとこの条文はあった方がよいと思います。
副 委 員 長		資料1にあります、委員の皆さまに事前に意見を聴取したまとめが、皆さまの意見であるとは私は考えます。やはり阪南市で大事にしたいと思っていることは、意見として記載されているように「共創」、「パートナーとして」だと思います。市の様々なことを子どもたちとともに進めていきたいということであれば、私は第10条があることに賛成です。その第10条の見出しで子どもたちに、あなたたちが権利の主体です、ということ伝えたいです。自分たちにある権利について、例えば（1）であれば、権利について学び、知ることの主体ですというふうにつなげていく書き方はどうでしょうか。
委 員		阪南市の特徴ある条例にするには、私も第10条は残した方がよいと思います。 ただ、条例素案（三次案）よりは柔らかくなったと思いますが、「努めます」という表現はきついと感じます。
委 員		「子どもたちは権利を持っている」ということを子どもたちにわかってもらうような形に書き換えると良いと思います。
委 員		私が活動している「子ども NP0 はらっぱ」では、依頼を受けて、自分たちの権利を学ぶワークショップをさせてもらうことがあります。わかりやすい言葉で「阪南市ではこんな子どものための条例ができたよ」ということを伝えるような、リーフレットのようなものが作られたら良いと思います。 第10条が「子どもの役割」ではなく、「権利の主体とし

	て」というスタンスで記載されるのであれば、第10条は残しても良いと思います。しかし、表現の仕方は、工夫がいるかと思っています。
委員長	各委員の意見を踏まえて、第10条の修正について提案させていただきます。 見出しを「権利の主体としての子どもの育ち」として、条文の本文を「子どもが、自分たちの権利を適切に行使できるよう子どもの育ちとして次のことを大切にします。」とする。そして、大切にしたいこととして(1)から(4)を記載するのはいかがでしょうか。 《異議なし》
委員長	ありがとうございました。第10条は提案どおり修正していくということで進めますのでよろしくお願いいたします。 次に、第12条です。事前の意見聴取では、「仕組みを創るなど普遍的な書き方がよい」というご意見がほとんどでした。具体的な会議名を書かないとしても、附帯意見として「『子ども会議』の創設を検討されたい」ということを答申に入れるかどうかについても議論いただきたいと思います。 大事なことは、子どもの意見を聴く場があるかということと、子どもが自分の権利を使って社会に参画していくということの後押しできる場であるということだと思います。例えば、「子ども会議」を創設したとして、そこに参加する子たちは、全ての子どもを代表する立場にはないため、子どもたちの意見を聴くという意味合いよりも、子どもが社会に権利を持って参画していくということの意味合いが強いのと思っています。 このような双方のニュアンスが入るということが大事であろうと思いますし、この間の議論の中身だったかと思うので、そういう意味では、第12条第1項の「子どもが意見表明し参加する場を設けるように努めます」については、子どもたちに当事者として色々な手法を用いて意見を聴く、特に少数の属性を持っている子どもに対しても意見を聴くことを意味しています。次に第2項の「子どもの意見表明や参加の場では、子どもの自主的及び自発的な活動を推奨し支援します」については、「子ども会議」的な参加の場を作るということを意味しています。 そして、第3項は、様々な場でまとめられ、提出された意見を尊重するということを記載しています。 これらの説明を踏まえてどうしていくのかという議論をいただきます。
委員	「子ども会議」のことは、必要であれば、条例施行規則を作成し、第12条に基づいた具体的な市の考えを盛り込んでいただければ、それで十分だろうと思います。

委 員	「子ども会議」のような場では、子どもたちは意外と付度しますから、求められる答えを言うのではないかと思います。また、その会議を実施することによって、他の子どもたちの意見を聴く機会を設けることができなくなる可能性もあります。そのため、まずは、身近な学校で話し合いの場を持ち、自由に発言する場で発言することで、最初は意見を言えない子どもも、他の子どもの意見を聴き、自分も話してみようかと思うかもしれません。また、自分たちが決めたことを実行して、成功したり、失敗したりすることも経験できます。そういったトライ＆エラーを通して、「自分の意見を言ってもいいんだ」という感覚が自然に身につくのではないかと思います。
委 員	第11条に「保護者、学校園所等及び地域社会は、子どもに関係する施策や事項について、子どもの最善の利益に繋がるよう子どもの意見を聴き取る機会の充実を図ります。」とありますが、この条文は「子ども会議」ではなく家庭の中や保育所、幼稚園、学校などで子どもの声を聴く場を作っていくことを表していると思います。第12条では、市の施策についてではなく、子どもに関係する事柄について、子どもの声を聴いていきたいと思いますという条文だと思うので、子どもが意見表明し、参加する場を設けるよう努めるではなく、設けると断言してもらいたいと思います。 さらに、第12条に「子ども会議」という言葉を明記してもらいたいと思います。「子ども会議」について、具体的にイメージできない委員もいるかもしれませんが、小学校の児童を対象に市議会の模擬議会を行う「子ども議会」とは異なるものです。 泉南市では、1ヶ月に1度子どもたちが集まって、子どもが話をするような「子ども会議」を行っています。子どもだけで会議を進行することは、難しいと思うので、おとなのファシリテーターが支援する必要があると思いますが、阪南市でも同じような場があることを子どもたちに伝えるためにも、「阪南子ども会議」を創設することを条例に明記してもらえたらと思います。
委 員	第12条に「子ども会議」という具体的なものを盛り込むことも選択肢の一つかと思いますが、具体的にイメージできないので、泉南市から情報収集するのも良いのではないかと思います。 また、第12条の見出しに「場の設定」という文言を追加して、条文に「子ども会議」を明記することで、「促進」に留まらず「場を設定」という、より具体的な方向性を示すということでしょうか。
委 員	今、「場の設定」という話が出ましたが、「場の設定」以外にもおとなの支援が必要かもしれませんが、可能な限り多くの

	ことを子どもたちに任せるとする方法が良いと思います。
委 員	第12条第3項に「市は、子どもの意見表明や参加の場でまとめられ、提出された意見を尊重します」とありますが、市民にも子どもの声を聴く機会があることが大事だと思います。
委 員 長	「子ども会議」等、子どもの意見表明と参加の場の設定が必要だということを条例に明記することに関しては、合意を得られていると思います。そして、「子ども会議」という名称を条例に明記することについては意見が分かれています。「子ども会議」については、答申の附帯意見の中で、強めに書くという形で進めてもいいのではないかと私自身は思っております。このことについては、委員長・副委員長と事務局の方で調整させていただいてよろしいでしょうか。 前文に関しても、子どもの権利が大事だということを言うだけではなく、なぜこの条例が必要なのかということが大切なので、その辺りを踏まえて、前文についても委員長・副委員長で相談をさせていただいてもよろしいでしょうか。 《異議なし》

議題2 （仮称）阪南市子どもの権利に関する条例の制定についての諮問に対する答申について

委 員 長	続いて、議題2にうつります。 事務局より説明願います。
事 務 局	はい。それでは、資料3をご覧ください。 答申書（案）につきましては、1枚めが、鑑となっております。記の下には、条例素案には載せていませんが、検討委員会として、議論・検討されたいことについて、附帯意見として記載させていただきます。 2枚めをご覧ください。こちらは、検討委員会は、このように検討してきた、という経過について記載しております。
委 員 長	ただ今、答申書（案）について説明されましたが、資料の答申書（案）については、わたしと森下副委員長、事務局が協議し、わたしから指示をして、第5回検討委員会までの議論を踏まえた（案）として作成しています。 特に、附帯意見の部分が重要かと思っています。1つめの附帯意見は、この間、検討委員会で多くの時間を費やした論点、議論の内容について示しています。特に、子ども会議の創設や子どもの役割をどう捉えるのかということについて記載しています。 2つめの附帯意見は、条例を施行した後、施策を推進していく際や進捗状況について、どのように管理していくのかを十分

検討されたいということを示しています。

この2点を含めて、何かご意見や質問はございませんか。

委 員

条例素案に反映される意見以外にも、検討委員会において多様な意見があったことを答申書の附帯意見に盛込んでもらいたいのので、条例素案（四次案）に対する自分の意見を述べさせてもらいます。

まず、前文について、他の委員の意見にあるように、「子どもが主体的に参加できる共創によるまちづくり」や、子どもたちについて、「今を大切に生きている」というフレーズを追加してもらいたいです。さらに、子どもの権利が尊重されて、社会全体で育てていくという視点も必要と思うので、より1歩進んで、「子どもとおとながパートナーとして共創によるまちづくりを進めることを目的としてこの条例を定めます」とのフレーズも必要と考えます。

次に、第20条（周知・啓発）について、「必要な広報及び啓発を行います」とありますが、「必要」という言葉はなくて良いのではないのでしょうか。さらに、以前の検討委員会において、他の委員が提案していましたが、子どもたちに、子どもの権利のことを伝え、楽しい取組を実施する機会とするため「子どもの権利の日」を設けることも追加してもらえたらと思います。

さらに、第14条（子どもの安全・安心を守る取組）について、子どもの育ちを地域の中で作っていくためには、子どもの居場所や遊び場が重要と思うので「子どもの居場所及び遊び場づくり」というフレーズを追加していただきたいと思います。

委 員 長

この点については多くの委員から、「共創によるまちづくり」という視点や「子どもは、おとなのパートナー」という視点を大切にしていくことについてご意見をいただいております。その視点を大切にした形で前文を修正させていただくということによろしいでしょうか。

委 員

1ページ前文の最初の、「阪南市の子どもたちは」という部分ですが、全ての子どもはがかけがえがない存在であり、「阪南市の」という言葉は必要ないのではないかと考えています。さらに、5ページめ第7条第2号の「ゆたか」という言葉を漢字で表記していただきたいと思います。

委 員 長

「共創によるまちづくり」という視点や「子どもは、おとなのパートナー」という視点を大切にしていくことについては、これまでも多くのご意見をいただいております。その視点を大切にした形で前文を修正させていただくということによろしいでしょうか。

さらに、附帯意見の中で、子ども居場所の充実や子どもの権利について伝えていくための具体的な日の設定というような形

で入れていくということで、附帯意見の内容をより具体的な内容に修正していくということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

委員長

ただ今のご意見を参考に最終調整させていただきます。今回を含めこれまで、非常に熱心に議論をいただきましたので、この議論の経過が重要だと思っています。最終的な条例素案は、子どもの権利というものが、ある程度普遍的なものである以上、他の市の条例等と同じような内容になってくることは仕方がない部分もあると思っています。ただ、これまでの議論の中で、子どもの権利というものがどういうものなのか、おとながどう認識し、子どもたちにどう伝えていくのかということを考えたプロセスが非常に重要だと思いますので、そのプロセスを市が条例を作っていくうえで大事にして欲しいと思っています。市の担当部局を中心に、今後、子どもの最善の利益のために議論していただければと思います。その前に、委員長・副委員長と事務局で最終調整をさせていただいて市へ答申を行っていきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議題3 その他

委員長

それでは、「その他」に移ります。
他に何か事務局から説明や連絡はありますか。

事務局

事務連絡となります。
本日、公共交通機関でお越しの方は、手続きがございますので、事務局までお声掛けください。
今後の流れとしましては、本日の協議を踏まえ、委員長・副委員長に整えていただいた条例素案及び、答申書をつけていただき、検討委員会の代表としてト田委員長から市長へ答申していただきます。

次第3. 閉会

委員長

本日の議題は、すべて終了しましたので、会議を終了いたします。これ以降の進行は事務局にお願いします。

事務局

皆様、お疲れさまでした。また、円滑な会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。
令和5年1月よりこれまで、検討委員会を6回実施させていただきました。委員の皆さまには、「子どもの権利」について関心を高めていただき、様々な資料や他市町の条例を調べていただくなど、様々なご準備をしていただいたことと思います。阪南市の子どもたちのため、本検討委員会のためにご尽力賜りまして、本当にありがとうございます。

今回で、本検討委員会は終了となりますが、皆さまからいただいたご意見をもとに、阪南市の子どもたちの最善となるよう、また、市政に子どもたち当事者の声を活かされるよう、引き続き考えて参ります。

検討委員会委員の皆さまの任期は、答申を行うまでとなっておりますことを申し添えます。

これまで、長期間にわたり、本検討委員会のためにご協力いただき、誠にありがとうございました。

終 了